

社団法人 全国建設機械器具リース業協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人全国建設機械器具リース業協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、建設機械器具賃貸事業に関する調査、研究を行うとともに、建設機械器具の技術開発を推進し、もってわが国建設産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設機械器具賃貸事業に関する調査、研究。
- (2) 建設機械器具賃貸事業に関する行政施策の協力。
- (3) 建設機械器具賃貸業構造改善計画の作成、構造改善の推進、指導等に関する事業。
- (4) 建設機械器具の賃貸に関する適正な流通施策の調査、研究。

- (5) 建設機械器具の技術開発及びその推進。
- (6) 建設機械器具賃貸業管理技士の認定試験、登録及び証明に関する事業。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会 員

(資 格)

第 5 条 本会の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 建設機械器具賃貸業を営む者で、本会の目的に賛同して入会した個人または団体。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人または団体。

(会 費)

第 6 条 正会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 . 賛助会員は、総会において、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 . 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。
- 3 . 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者（一人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 . 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 . 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する時は、総会において出席会員の3分の2以上の議決により除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は設立の趣旨に反する行為のあったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

第 4 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 人
副 会 長	6 人
専 務 理 事	1 人
常 務 理 事	1 人
常 任 理 事	10 人以内
理 事	28 人以上 35 人以内
(会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を含む。)	
監 事	3 人

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 . 理事及び監事は正会員の中から選任するものとする。ただし、理事のうち 18 名以内、及び監事のうち 1 名については、会員以外から選任することができる。
- 3 . 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事は理事の互選による。
- 4 . 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 . 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 . 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の会務を処理する。
- 4 . 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の常務を処理する。
- 5 . 常任理事は、常任理事会を通じて本会の運営に参画する。
- 6 . 理事は、理事会を構成し、会務の執行に当たる。
- 7 . 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は常任理事会、理事会の招集を請求し、若しくは総会又は常任理事会、理事会を招集すること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中であっても、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事及び常務理事は有給とする。

第5章 顧問、相談役及び参与

(顧問、相談役及び参与)

第18条 本会に、顧問2名以内、相談役5名以内、及び参与15名以内を置くことができる。

2. 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。
4. 相談役は、本会の基本的事項について、会長の諮問に応じる。
5. 参与は、本会の運営事項について、理事会の諮問に応じる。
6. 顧問、相談役及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

第6章 総 会

(種 別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第22条 通常総会は、毎年2回以内とし、1回の場合は事業年度終了後2月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第23条 総会は、第14条第7項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項。

(4) 議事の経過の概要及びその結果。

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第7章 常任理事会

(構成)

第29条 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

(権能)

第30条 常任理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(種類及び開催)

第31条 常任理事会は、通常常任理事会及び臨時常任理事会の2種とする。

2. 通常常任理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時常任理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 常任理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 常任理事会は、第14条第7項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第3項第2号または第3号の規定による請求があったときには、その日から14日以内に臨時常任理事会を招集しなければならない。
3. 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに常任理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ常任理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第33条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 常任理事会については、第 25 条から第 28 条までの規定を準用する。

この場合においてこれらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「常任理事会」及び「常任理事」と読み替えるものとする。

第 8 章 理 事 会

(構 成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第36条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 . 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 . 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第38条 理事会は、第14条第7項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第3項第2号または第3号の規定による請求があったときには、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定められた方法により通知することができる。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第40条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「總會」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第9章 委 員 会

(委員会)

第41条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
3. 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費。
- (2) 寄付金品。
- (3) 事業に伴う収入。
- (4) 資産から生ずる収入。
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第45条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第48条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

(本事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において、出席正会員の4分の3以上の議決を得、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第51条 本会は、民法第68条第1項第2号から4号まで及び第2項の規定により、解散する。

2. 本会は、民法68条第2項第1号に基づいて解散をする場合は、出席正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

第12章 事務局

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
3. 事務局長は理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
4. 事務局の運営に関する必要な事項は、会長が総会の議決を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款。
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類。
 - (3) 理事及び監事の名簿。
 - (4) 事業計画及び予算に関する書類。
 - (5) 事業報告及び決算に関する書類。
 - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表。
 - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類。
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類。
 - (9) 理事及び監事の履歴書。
 - (10) 職員の名簿及び履歴書。
 - (11) その他必要な帳簿及び書類。
2. 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第13章 雑 則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を得て、別に定める。

附 則

1. 本会の成立当初の役員は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 15 条第 1 項目にかかわらず、昭和 51 年 3 月 31 日までとする。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 25 条第 1 項第 1 号及び第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
3. 本会の設立初年度の会計は、第 31 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 51 年 3 月 31 日までとする。
4. 昭和 51 年 7 月 1 日役員 25 名を 30 名に増員申請、許可。
5. 昭和 54 年 7 月 23 日（事務所）規定の一部変更により仙台市小田原弓ノ町を同市福室に、福岡県博多区を同市東区に変更申請、許可。
6. 昭和 55 年 8 月 8 日付定款の一部変更により副会長 3 名を 6 名に増強変更申請、許可。
7. 昭和 57 年 7 月 22 日付定款の一部変更により
 - (1) 業界の近代化に伴う構造改善計画作成主体となり、事業を推進指導等する件。
 - (2) 役員 30 名を 5 名増員（28 名以上 35 名以内） 変更申請、許可。
8. 昭和 58 年 8 月 6 日付定款の一部変更により
 - (1) 会員資格及び名称変更
 - (2) 常務理事の新設
 - (3) 常任理事の新設 変更申請、許可。
9. 平成 2 年 10 月 12 日付定款の一部変更により
 - (1) 建設機械器具賃貸事業管理技士の認定試験、登録及び証明に関する事業
10. 平成 10 年 8 月 17 日付定款の一部変更
 - 理事のうち 18 名以内、及び監事のうち 1 名を会員以外から選任することが出来ることとする。 変更申請、許可。
11. 平成 15 年 6 月 30 日付定款の一部変更
 - (1) 賛助会員制度の新設
 - (2) 団体会員の指定代表者の届出制度の新設
 - (3) 役員を選任方法

- (4) 監事の職務の明確化
- (5) 総会、常任理事会、理事会の会議の明確化
- (6) 委員会の設置の方法
- (7) 暫定予算の明確化
- (8) 長期借入金制度の新設
- (9) 事務局備付け帳簿及び書類の明確化

等の変更申請、許可。

この定款の変更は、国土交通大臣の許可があった日から施行する。